

# 所有権移転等の変更手続きへのお願い

平素は地主会業務に対し、多大なご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、みだしの件につきまして、所有権移転・住所変更及びその他の変更が生じた場合は、登記が済み次第、下記の通り地主会へも手続きが必要となります。

特に、所有者が亡くなった場合は地料の振込みに支障をきたすことがありますので、早めにご連絡の程よろしくお願い致します。

- 1. 相続による所有権移転**〔受付期限〕前金払時:4月末、精算払時:9月末  
印鑑(実印)・印鑑証明書[原本]・土地全部事項証明書(登記簿謄本)[原本]・普通預金通帳  
※所有者が未成年の場合は、戸籍抄本・親権者の実印・印鑑証明書
- 2. 贈与・売買による所有権移転**〔受付期限〕前金払時:4月末、精算払時:9月末  
印鑑(実印)・印鑑証明書[原本]・土地全部事項証明書(登記簿謄本)[原本]・普通預金通帳・**旧所有者の印鑑(認印)**  
※所有者が未成年の場合は、戸籍抄本・親権者の実印・印鑑証明書
- 3. 軍用地料振込口座変更**〔受付期限〕前金払時:6月末、精算払時:11月末  
印鑑(実印)・印鑑証明書[原本]・普通預金通帳  
※所有者が未成年の場合は、親権者の実印・印鑑証明書  
※所有者が亡くなった場合は、振込不能となるため(1.相続による所有権移転)の申請が必要です。
- 4. 住所変更**〔随時受付〕  
印鑑(認印可)・住民票抄本[原本]
- 5. 氏名変更**〔随時受付〕  
印鑑(実印)・戸籍抄本[原本]  
※預金口座の氏名変更もある場合は、印鑑証明書[原本]・普通預金通帳 も必要です。
- 6. 土地明細書再発行**〔随時受付〕  
所有者が申請 : 身分証明書・印鑑(認印可)  
代理人が申請 : 所有者の印鑑(実印)・自身の印鑑(認印可)

★個人情報保護のため、軍用地料の照会等または個人の財産に関することにつきましては、お電話での回答は一切できません。

その他詳細については、事務局までお問い合わせください。

一般社団法人  
沖縄市軍用地等地主会・事務局  
TEL(098)938-5172  
FAX(098)938-1900